

〇〇〇〇幼年消防クラブ規約

(名称)

第1条 このクラブの名称は、〇〇〇〇幼年消防クラブと称します。

(目的)

第2条 このクラブは、幼児に火災予防その他の災害に関する正しい知識を供与し、正しい防火防災知識を身につけさせるとともに、保育園（幼稚園）及び家庭における防火防災思想の普及に努めることを目的とします。

(活動)

第3条 このクラブは、前条の目的を達成するため、次の活動を行います。

- (1) 幼年消防クラブとして必要な研修
- (2) 防火防災に関する教育
- (3) 消防関係行事への参加
- (4) その他必要と認めるもの

(組織)

第4条 このクラブは、〇〇〇〇保育園（幼稚園）の□□及び△△（以下「指導者」という。）並びに◇◇及び▽▽をもって組織します。

(代表者)

第5条 このクラブの代表者は、□□とします。

(光地区防火委員会への参画)

第6条 このクラブの指導者は、光地区防火委員会の委員を務めます。

附 則

この規約は、令和〇年〇月〇日から施行します。